

吹田市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）

吹田市報酬及び費用弁償条例（昭和23年吹田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号を次のように改める。

(12) 前各号に掲げる者以外の特別職の非常勤の職員 前各号に掲げる者と均衡を失わないように考慮して任命権者の定める額

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 一般職の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） 一般職の常勤の職員と均衡を失わないように考慮して任命権者の定める額。ただし、吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が週を単位として定められている職員にあつては、正規の勤務時間に対する報酬の額は、月額290,200円を超えてはならない。

第5条第2項ただし書中「第2条第1項第12号」の次に「及び第13号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（吹田市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

2 吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。

(1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き1週間について16時間から32時間までの範囲内

(2) 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。） 前項の規定による常勤の職員の勤務時間の4分の3を超えない範囲内

（提案理由）

一般職の非常勤職員の報酬に上限を設ける必要があるため提案するものです。

吹田市報酬及び費用弁償条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(1) }</p> <p>(12) <u>非常勤の職員（前各号に掲げるもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）常勤の職員と均衡を失わないように考慮して任命権者の定める額</u></p> <p>2 } -----略-----</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）別表第1項に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、同表第2項に掲げる者の例による。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(1) }</p> <p>(12) <u>前各号に掲げる者以外の特別職の非常勤の職員 前各号に掲げる者と均衡を失わないように考慮して任命権者の定める額</u></p> <p>(13) <u>一般職の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）一般職の常勤の職員と均衡を失わないように考慮して任命権者の定める額。ただし、吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が週を単位として定められている職員にあつては、正規の勤務時間に対する報酬の額は、月額290,200円を超えてはならない。</u></p> <p>2 } -----略-----</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）別表第1項に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号及び第13号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、同表第2項に掲げる者の例による。</p>

現 行	改 正 案
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 -----略-----</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>3 } -----略-----</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。) 休憩時間を除き1週間について16時間から32時間までの範囲内</p> <p>(2) 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。) 前項の規定による常勤の職員の勤務時間の4分の3を超えない範囲内</p> <p>3 } -----略-----</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>